「北海道帯広工業高等学校の部活動に係る活動方針」

活動方針策定の趣旨等

- ・本校は、学校教育目標等を踏まえ、「道立学校に係る部活動の方針」に則り、「北海道帯 広工業高等学校の部活動に係る活動方針」(以下「本方針」という。)を策定することとし た。
- ・部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定 し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触 れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮 する。
- ・また、教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとする。
- ・本校は、本方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り 組む。
- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、生徒の自主性、自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制しない。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動

本校は、今年度、次の部活動を設置する。

体育系部活動

アイスホッケー部 アーチェリー部 空手道部 弓道部 剣道部 サッカー部 ソフトテニス部 卓球部 バスケットボール部 バドミントン部 バレーボール部 硬式野球部 ラグビー部 陸上部

文化系部活動

工業技術部 吹奏楽部 美術部 新聞局 図書局 放送局

- (2) 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置
 - 連絡先: TEL 0155-48-5650 FAX 0155-48-2680
 - 担当:『部活動に係る相談窓口係』 教 頭
- (3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出
 - ・部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成する。
 - 部活動顧問は、毎月の活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守する。

・部活動顧問は活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料(部活動通信等)を保護者へ配布する。

(4) 指導・運営に係る体制の構築

- ・本校は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実(部活動顧問の専門性等)、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部の設置に努める。
- ・本校は、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切 な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

- ・部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度など の環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底する。
- (1) 運動部活動における適切な指導
 - スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る ことが必要であること。
 - 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上 につながらないこと等を正しく理解させること。
 - 生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- (2) 文化部活動における適切な指導
 - 過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。
 - 生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会、コンクール、コンテスト、 発表会等でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取り、 短時間で効果が得られる指導を行うこと。

3 適切な休養日等の設定

・部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、 部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生 活を送ることができるよう、以下を基準とする。

(1) 休養日の設定

学期中の休養日の設定については、次のとおりとする。

- ・週当たり2日以上の休養日を設ける(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。)。
- ・週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・学校閉庁日は休養日とし、道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とする よう努める。
- 休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。

・大会、試合、コンクール、コンテスト、発表会等(以下「大会等」という。)の前で、やむを得ず活動を行う場合(高体連、高文連、高野連等が主催する大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合)は、代替の休養日を設ける。

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

(2) 活動時間の設定

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。) は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・休業日の活動時間は、大会等への出場、練習試合、合宿を行う場合や、高体連、高文連、 高野連等が主催する大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合は、下記 (4)のイの活動時間の上限の範囲内での活動を行うことができるものとする。
- ・本校が所在する地域又は活動を行う予定の地域に、気象庁の高温注意情報が発せられた 時間帯は、原則として活動を行わないよう心掛ける。

(3) 休養日等の設定

上記(1)及び(2)の基準を基本とするが、部活動顧問からの申出がある場合、申出のあった部活動が、北海道教育委員会が別に定める要件に当てはまり、校長が当該部活動の活動計画及び活動実績等を確認し、下記(4)の休養日の下限及び活動時間の上限の範囲内での活動を行うと認められる場合には、休養日や活動時間を弾力的に設定する。

(4) 高等学校段階における弾力的な休養日等の設定

上記(1)及び(2)に掲げる原則(休養日~週2日以上(平日1日以上・週末1日以上)、活動時間~平日2時間程度・休業日3時間程度)の特例(大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合)及び上記(3)に掲げる高等学校段階における弾力的な休養日等の設定に当たっては、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導に関する教師の負担軽減の観点から、休養日の下限及び活動時間の上限は、次のとおりとする。

ア 休養日の下限

- ・学期中は、平日に週1日(年間52日)以上、週末又は祝日に月1日(年間12日)以上の休養日を設けるほか、学校閉庁日(年間9日)を休養日とし、年間73日以上を休養日とする(週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

イ 活動時間の上限

・1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日や週末は4時間程度 とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。

(5) 部活動の特性に応じた休養日等の設定

積雪のため屋外での活動が制限される部や、冬季に大会が集中する部について、原則どおり運用することが困難と認められる場合は、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けることを前提に、特例的な取扱いとして、次のように実施することもある。

- ・休養日は、平日又は休業日を問わず、少なくとも週1日以上は設定した上で、1年を52週と考え、年間の累計で104日以上とすること。また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とすること。
- ・活動時間は、長くとも平日では3時間程度、休業日(学期中の週末を含む。)は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とした上で、年間の平均活動時間で、平日が2時間程度、休業日(学期中の週末を含む。)が3時間程度となるように実施すること。

(6) 方針策定・運用に当たっての留意事項

本校は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たり、国のガイドラインの基準や 「道立学校に係る部活動の方針」に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公 表する。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

本校は、生徒と部活動顧問の負担が過度にならないよう適正な数の部活動数を考慮した上で、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について検討する。 部活動の設置や統廃合に当たっては、校内でガイドラインを作成するなど生徒や保護者の理解のもと、長期的な見通しをもって行う。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

本校は、本方針の「3 適切な休養日等の設定」に示した休養日等が年間を通じて適切に 設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならない こと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等(地域からの要請により参加する地域の 行事、催し物等を含む。以下同じ。)の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査 する。

6 部活動の充実に向けて

(1) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、部活動顧問は、次のことを遵守する。

- ・指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法である こと等を、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の 両者の信頼関係づくりを活動の前提とする。
- ・指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為をしない。

(2) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりを行う。

(3) 家庭や地域との連携を図る取組

校長及び部活動顧問は、部活動参観として保護者に部活動を公開する場を設けることなどに協力し、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

終わりに

本校は、本方針を毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。